

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の 一部改正について

1 制定の理由

本条例施行から6年が経過し明らかになってきた行政指導の限界や制度上の課題等を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 背景等

これまでの制度では、条例に基づく手続きが完了していないくても設備の稼働及び売電が可能であったため、工事が完了し、設備が稼働しているにも関わらず、手続きが未完了のまま停滞している案件がある。

今後は、設備の稼働前に完了確認を行うことを義務付け、事前協議の段階から稼働時期についても協議することで手続きの円滑な完了を図るために改正を行うものである。

3 条例案の概要

(1) 主な改正内容

- ア 完了確認を設備稼働前に受けなければならない規定とするため、「届け出て、」を「届出るとともに、太陽光発電設備の稼働開始前に完了の」に改める。(第19条)
- イ 発電事業を行う者及び維持管理責任者を第三者に対し明確にするために、これらの者の掲示義務付ける規定を追加 (第18条の2)

4 施行期日 令和8年4月1日